在南アフリカ共和国日本国大使館

Embassy of Japan in South Africa

南アフリカ、エスワティニ、レソトにお住まいの皆様及び旅行者の皆様へ

【タイトル】新型コロナウイルス情報(エスワティニ、レソト情報)2021 年 10 月 14 日現在 【ポイント】

- ●エスワティニでは、9月16日から、「調整されたレベル2」(全5段階中の第2段階)規制に引き下げられています。
- ●レソトでは、10月10日に「調整されたブルー・レベル」(全5段階中の第2段階)の規制に引き下げられています。
- ●事態は刻々と変化しますので、最新情報の入手に努めてください。

【本文】

1 エスワティニ

(1)エスワティニ政府の対応

エスワティニ政府は、国家緊急事態を発出し、災害マネジメント法第29条を発動し各種対策を実施しており、9月16日から「調整されたレベル2」(全5段階)の規制に引き下げています。主な措置の概要は以下のとおりです。なお、エスワティニへの外国人の出入国は可能となっています。

なお、規制の詳細は以下をご覧ください。

https://twitter.com/EswatiniGovern1/status/1422156423270699014

【「調整されたレベル2」における新たな規制抜粋】

- (1) 夜間外出禁止時間は、21 時から翌4時とする。
- (2) 商業施設の営業時間は6時から19時、このうちレストランは20時までとする。
- (3) 酒類販売は、家庭内消費目的のみ、月曜から金曜の間、9 時から 17 時の間で許可される。
- (4)礼拝は週に2回まで許可される。
- (5) ナイトクラブ、徹夜祷、メモリアルサービスは引き続き禁止とする。

上記の規制に違反した場合、関係機関における営業禁止処分などが通商・産業・貿易省から科される。その他の事項については、規制レベル2に準ずる。

在留邦人の皆様におかれては、新型コロナウイルス感染を疑われるような症状が見られた場合には、エスワティニ政府新型コロナウイルスホットライン(電話番号+268 7943 6585)に連絡するとともに、当館にも連絡していただきますようお願いします。

(2)日本政府の対応

ア 昨年6月5日、日本政府は、エスワティニの感染症危険情報レベルを「レベル3 (渡航中止勧告)」に引き上げました。これは、1万人あたりの感染者数を含む様々な状況を総合的に勘案して新たに18か国の感染症危険情報レベルを「レベル3」に引き上げたことの一環です(下記、外務省海外安全ホームページをリンク参照)。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info0605.html (感染症危険情報)

イ 昨年12月25日、日本政府は南アに対する新たな水際対策措置を決定しました。

- ●南アから帰国する日本人については、新たに出国前 72 時間以内の検査証明を求める (12 月29日の帰国者から当分の間)
- ●日本への帰国・再入国を前提とする南アへの短期渡航を当分の間、自粛するよう改めて要請する。
- ●昨年12月26日以降、南アからの入国者については、検疫所長の指定する場所での待機を 求める。その上で、入国後3日目において、改めて検査を行い、陰性と判定された者につい

在南アフリカ共和国日本国大使館

Embassy of Japan in South Africa

ては、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の自宅等での待機を求めること とする。

新たな水際対策措置の詳しい内容は下記リンクをご覧ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C089.html

ウ 1月8日、日本政府は、全ての国に対する新たな水際対策措置を決定し、全ての国から帰国する日本人について、新たに出国前72時間以内の検査証明の提出を求めることとなりました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

2 レソト

(1) レソト政府の対応

昨年3月レソト政府は国家緊急事態宣言を発出し、各種対策を強化しています。さらに同政府は、昨年3月29日深夜(30日)から規制を開始し、昨年7月20日よりリスク別の色識別による5段階の規制措置を導入しました。現在(10月10日現在)は、調整されたブルー・レベル(前5段階中第2段階)となっています。

主な措置の概要は以下のとおりです。なお、レソトへの外国人の出入国は可能となっています。

なお、規制の詳細は以下をご覧ください。

https://twitter.com/nacosec/status/1418473291229143040/photo/1

【ブルー・レベルにおける主な規制概要】

(1)出入国

72時間以内のCOVID-19陰性証明書があれば、観光客を含む出入国は引き続き可能。

(2) 外出禁止時間

午前0時~早朝4時まで。

(3)入店・入場時に、ID及びワクチン接種証明書を提示することを条件に、下記要領での営業・ 開催・参加が可能。

ア スポーツ観戦は、オープン・スタジアムは規模に応じて観戦者数2,500人あるいは500人まで、着席が可能なスタジアムは収容率50%で許可される。

イ エンターテインメントは、警察の許可を得て、私有地において屋内・屋外共に収容率50%、最低5人の警備員を配置し、22時まで開催可。

- ウ ジムは、屋内において適切な換気を行い、収容率30%で行うこと。
- エ 公的娯楽空間(公園)は、感染対策を行いながらの利用を許可。
- オ 酒類の販売は、月曜日から日曜日の間、商業許可証に基づく時間内での営業を許可。ただし、閉店は一律22時、着席した屋内でのは収容率50%。
- カ レストランは、屋内収容率50%、22時まで営業可。
- キ ナイトクラブは、屋内収容率50%、23時まで営業可。

【その他】

兆候・症状が出た場合は、以下のホットラインまたは防疫官の連絡先まで報告してくださ ヽ。

- ●80093030
- ●Dr. 'Makhoase Ranyali、 Director Disease Control Department@+266-5884-4544、
- ●IHR NFP(当館注:International Health Regulations National Focal Point)@ +266-5885-2916

在南アフリカ共和国日本国大使館

Embassy of Japan in South Africa

【重要】レソト政府と南ア政府は、レソト市民の南ア(ブルームフォンテンなどの病院)での 受診につき協議を行い、治療が行えるようにクイーン・マモハト記念病院 (Queen Mamohato Memorial Hospital) に相談するよう案内しています。

○クイーン・マモハト記念病院の電話番号:+266-2222-0000

在留邦人の皆様におかれては、新型コロナウイルス感染を疑われるような症状が見られた場合には、上記ホットラインに連絡するとともに、当館にも連絡していただきますようお願いします。

(2)日本政府の対応

ア 昨年8月26日、日本政府は、レソトの感染症危険情報レベルを「レベル3 (渡航中止勧告)」に引き上げました。これは、1万人あたりの感染者数を含む様々な状況を総合的に勘案して、新たに11ヶ国の感染症危険レベルを「レベル3 (渡航中止勧告)」に引き上げたことの一環です(下記外務省海外安全ホームページのリンク参照)。この感染症危険情報レベルの引き上げを受け、8月30日から、検疫強化等(PCR 検査の実施等)を含む、水際措置が講じられています。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info0826.html

(感染症危険情報)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C069.html

(水際対策強化)

イ 昨年12月25日、日本政府は南アに対する新たな水際対策措置を決定しました。

- ●南アから帰国する日本人については、新たに出国前 72 時間以内の検査証明を求める(昨年 12 月 29 日の帰国者から当分の間)。
- ●日本への帰国・再入国を前提とする南アへの短期渡航を当分の間、自粛するよう改めて要請する。
- ●昨年 12 月 26 日以降、南アからの入国者については、検疫所長の指定する場所での待機を求める。その上で、入国後 3 日目において、改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の自宅等での待機を求めることとする。

<u>新たな水際対策措置の詳しい内容は右のリンクをご覧ください。</u>

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C089.html

ウ 1月8日、日本政府は、全ての国に対する新たな水際対策措置を決定し、全ての国から帰国する日本人について、新たに出国前72時間以内の検査証明の提出を求めることとなりました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

3 当館領事窓口について

現在、南アはロックダウン期間中ですが、当館は引き続き領事業務を行っています。当館領事窓口に来館される際には、三密を回避するために事前にご連絡をお願いします。

*メール: consul@pr.mofa.go.jp

*電 話: +27 12 452 1500

なお、戸籍の出生届等早急に届出を必要とするものは郵送でも可能ですのでご連絡ください。

- 4 引き続き、以下の点に留意し、日頃から感染症の感染予防に努めてください。
- *急激にウイルスに感染したとみられる方との接触を避けて下さい。
- *頻繁な手洗い、可能であればアルコール手指消毒剤も使用してください。
- *咳やくしゃみなどの症状がある場合は咳エチケットを行ってください。

● 在南アフリカ共和国日本国大使館

Embassy of Japan in South Africa

〇当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.za.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid19.html

(関連最新情報)

https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100058671.pdf

(Q&A)

〇日本国厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(感染症情報)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

〇外務省海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/

参考:日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動

制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考: 当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

※南ア、レソト、エスワティニ政府が所管する情報は予告なく変更されたりする場合がありますので、政府の公式なホームページ等より最新の情報入手に努めてください。

【問い合わせ先】 在南アフリカ日本国大使館

HP: http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

住 所: 259 Baines St、 Cnr Frans Oerder St、 Groenkloof、 Pretoria

電 話:+27 12 452 1500 領事・警備 メール: consul@pr.mofa.go.jp